

令和 4 年  
第 12 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和4年第12回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年12月23日（金）午後3時

会場 101会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
  - (1) その他
- 6 閉会

令和4年第12回立川市農業委員会総会

令和4年12月23日（金）

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番		12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、暮れのお忙しい中、農業委員会の総会のほうに御出席いただきまして、ありがとうございます。

先週の現地調査には私が出席をできなくて申し訳なかったです。家族がコロナということで、私は濃厚接触者ではなかったんですけれども、万が一ということがあるので、すみません、欠席ということをさせてもらいましたので、申し訳ありませんでした。

本当に 1 年間、皆さんの御協力をいただきまして、大きな問題もなく、この 1 年間、無事に終わることができました。本当にありがとうございます。また来年も、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、特に総会の後の全員協議会のほうが、いろいろと協議していただく議案が結構ありますので、皆さんの御協力をいただきまして、スムーズに、ちょっとスピードを上げて進めていきたいと思ひますので、どうか御協力をお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和 4 年第 1 2 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 6 番の嶋田貞芳委員、7 番の鳴島委員にお願いしたいと思ひます。

なお、事務局より報告及び資料の訂正があるとのことでありますので、説明をお願いします。

係長 本日、議題に入ります前に、資料の差し替え及び削除して

いただきたい部分がございますので、御報告をさせていただきます。

まず、議案第1号で予定をしておりました1件、高橋様の都市農地貸借円滑化法に基づく議題につきましては、本人より取下げの申請がございましたので、第1号の1につきましては本総会の議案から削除させていただきますので、よろしくお願ひします。

また、同じく議案第1号の山川様のほうの、本来でしたら添付すべき資料としまして、認定申請書と契約書の写しを添付漏れがございましたので、本日の資料に添付させていただきましたので、御確認いただければと思います。

続きまして、議案第2号の引き続き農業経営を行っている旨の証明で、図面のほうなのですが、議案号数が3号となっておりますが、申し訳ございません。こちらのほうは2号でしたので、図面につきましては2号と訂正させていただきます。

また、全員協議会の案件で、生産緑地の取得の斡旋につきまして、先日、資料作成の後に1件の追加依頼がありましたので、一覧表の3ページ目につきまして差し替えをさせていただきます。そちらに合わせて案内図なども添付しておりますので、御確認いただければと思います。

また、こちらは一覧表を作成させていただきましたのは、11月7日に生産緑地の指定から30年の期限を迎えまして、買取り申出ができるようになったため、多数の申請がありましたので、今回、一覧表を作成させていただきましたので、御確認いただければと思います。

そのほかに、本日の配付資料の説明もさせていただきます。

1つ目が農地パトロールでの指導方法についての資料ということで作成したもの。写真がついているかと思いますが、こちらのほうが1点。ほかに、生産緑地の取得の斡旋、こちらは今、御説明したとおり、一覧表と一緒に添付してお配りしております。配付資料3で、地区割集計表及び令和3年度の地区別現地調査調査回数一覧のほうも、後の議論で使っていただくために

作成をさせていただきました。

また、次々回改選の、高杉委員から素案をいただきましたので、そちらの資料も添付させていただきます。

農業委員等の公募要領案とさせていただきますして、事務局案としてこちらをつけさせていただきます。

あと、次年度の改選に伴う日程案、こちらはA3で大きいものですが、そちらが添付してあります。

顕彰事業受賞者一覧もあるかと思いますが、こちらは今現在受賞が決まった方までのものを載せております。

最後に、封筒に入っておりますが、「たちかわ農業だより」、こちらのほうをお渡ししたものがあるかと思いますが、今回カラー化しておりますので、こちらのほうをぜひ御覧いただきながら配っていただくということで、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、報告事項（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出が４件、（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出が１件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは初めに、報告事項（１）事務報告を行わせていただきます。失礼ながら着座の上、御報告申し上げます。

総会資料、総会の報告をおめぐりいただきまして、１１月２８日（月）、農業者年金制度推進研究会がＪＡ東京南新宿ビルで開催をされまして、事務局が参加をさせていただきました。

１２月１日（木）、全国農業委員会会長代表者集会在銀座ブロッサム中央会館で開催をされまして、会長が御参加をされました。

１２月１５日（木）、地区別農業委員会職員検討会が国分寺Cocobunjiプラザで開催をされまして、事務局が参加をさせていただきました。

委員会といたしましては、１２月７日（水）、第３回農地パトロールを、１２月１６日（金）、総会に向けた現地調査、２

3日（金）午後3時より12回総会、終了後、全員協議会の開催をさせていただきます。

明日以降の予定でございます。

1月6日（金）、北多摩地区農業委員会連合会の理事会が清瀬市役所で開催をされまして、会長と次長が出席の予定ということでございます。

委員会といたしましては、1月16日（月）、総会に向けた現地調査、25日（水）午後3時より第1回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しております。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出4件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は栄町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は119㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は砂川町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積が182㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は216㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は西砂町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は41㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第7号の規定による届出1件につきまして御報告申し上げます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につき



ましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は23㎡。転用目的は公衆用道路でございます。

周辺略図を御参照いただければと思います。

報告事項は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。中丸委員、お願いします。

13番 先ほどの報告事項なんですけれども、来月の委員会の日程が1月23日（金）となっているんですけれども、ちょっと違うような気がする……。

係長 申し訳ございません。こちらは局長からの話があったとおり、1月25日（水）、会場等は、こちらの会場となっております。日付、曜日を訂正いただければと思います。よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

議長 ほかに御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないので、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について議題に呈します。先ほど事務局より説明がありましたとおり、1件は取下げがありましたので、今回は件数は1件となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第1号、現地調査を12月16日、借受人立会いの下、金子職務代理、高杉委員、横幕委員、事務局で行いましたので、説明いたします。

事業計画の内容としましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、野菜を生産するというものでございます。

まず、審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在8,500㎡の農地を耕作しており、貸付人

も1割以上の従事をする事となっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②、農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間250日となっておりますので、要件を満たしていると考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、地域住民に配慮し、迷惑のないよう農作業に従事とのことですので、地域への問題が生じることはないものと考えます。

また、本法律における新たな要件である、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの複数の要件のうち、1つを満たす要件がございます。本計画では、生産した農作物のほぼ全量を市内で販売することや、収穫体験、子ども食堂への野菜提供など、農業を通じ地域住民と交流を図るなど、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

説明は以上です。

なお、議案第1号の、先ほど取下げとなったものがありますが、図面等はそのまま2番のものが今の説明の内容になりますので、御確認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、まず初めに、補足説明を高杉委員、お願いします。

12番 この方は、当日、機械類の確認ということで行ってきました。3枚目に書いてありますけれども、トラクター、保冷库、自販機、井戸ですね。ここに書いてあるとおりでございます。

あと、保冷库がたしか2台あったんじゃないかなと思って、後日確認に行ったんですけれども、確かに2つあるんですけれども、1つはもう老朽化で、保冷库のていをなさないで、倉庫

代わりに使っているということでしたので、それを付け加えておきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、高杉委員がおっしゃったことと同じですが、ちょうどジャガイモの作付が終わったところでした。それは福祉作業所の人の力を借りてやっているということで、常々、この方からは地域との連携、福祉との連携ということを知っていますので、とてもいいことだなと思っています。農業が様々なところと連携できるという事例だと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子職務代理、お願いします。

2 番 今、高杉委員と横幕委員がお話ししてくれたとおりですけれども、内容的にも全然、仕事内容的にも、やっていることはやっているし、あと、子ども食堂と書いてありますけれども、去年はコロナでやっていないということは言いましたけれども、そういうことも地域住民と交流ができる取組はしていますし、当日行ったときも、やっぱり自販機が5台あって、5台とも全部塞がっていて、いっぱいに入っていましたし、当日、借りるほうのところは見に行かなかったんですけれども、私は、ちょこちょこあそこは通ってしまして、もう周りをちょっと、垣根がすごかったんですけれども、全部伐採して、入る道をつけていますし、多分、自分の畑は、この方の畑を見ても、やっているのは息子さんとやっているもので、間違いなくできると思うので、私としてはいいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました議案について、何か御質問がありましたらお願いします。井上委員、お願いします。

1 5 番 ちょっとこの表の見方が分からないのかもしれないですけれども、貸すほうの人と借りるほうの人が書いてあって、

上のほうは何か書いてあるんですが、この下のほうは空欄になっているのは何か理由があるんですか。貸し付ける人と借り受ける人の名前が書いていないのは何か理由があるんですか。この書類に何で書いていないのかな。

次長 事務局、確認できますか。

係長 大変申し訳ございません。こちらのほうは、事前に作っていたときに一度入力したんですが、間違えて誤って消してしましまして、こちらの添付資料で追加で配付させていただきまして農地貸借契約書を御覧いただきまして、貸付人が尾崎様という方になっておりますので、そちらの情報が本来は入るべきところでございました。申し訳ございませんでした。

議長 そのほか御質問ありますか。

次長 なお、事務局からの補足説明なんですが、今回のこの案件に関しましては、今年度、5月から7月にかけて、昨年のアンケートに基づいて、貸したい方、借りたい方の意向の調査を皆さん、委員に御協力いただいて、ヒアリングをさせていただきました。その際に、借りたい人の要件と貸したい側の要件が、非常に、お話を聞いた時点で似通っていたので、この方は直接もう話をつなげて可能性は十分にあるんじゃないかということで、マッチングを図った結果、実際の貸借につながったという案件でして、これまで家族間の貸借の事例だとか、たまたま隣地の方が貸したい方の状況を分かっているというような案件が多かったかと思いますが、今回は事務局側のほうが少し能動的に動いて、マッチングにつながったという事例として初めての案件かなということで、御紹介はさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

質問はないですか。中丸委員。

13番 すみません。よく分からないんですけども、農地貸借契約書というものがあるのですが、その中に、貸借の期間、貸借の期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間。今日が既に令和4年12月23日なのに、この承認事

例というのは後追いでもよろしいのでしょうか。

議長 　では、事務局、お願いします。

係長 　こちらの契約期間につきましては、一般的な契約と同様に、令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間というところで契約を結ばれましたが、実際の効力としまして、貸借としての効力としましては、本日の議決終了後からということになります。民法上の契約自体はこちらの契約期間、貸借円滑化法による期間につきましては本日で議決以降ということになりますので、問題はございません。

　　以上でございます。

議長 　中丸委員。

13番 　問題なければいいと思いますので。

議長 　今後、こういうケースも恐らく出てくる可能性があるわけですね。本来でしたら、この総会の後のほうがいいんですかね。

13番 　基本的には問題はないと思うんですが、本来であれば、承認を受けて契約が成立するというのが普通の流れなのではないかなと、一般的に思うんですけれども、皆さんの意見がどうなのかというのは分からないので。

議長 　いいですか。

係長 　申し訳ございません。この事例に限らず、今回のような貸借円滑化法に伴う議決と契約との関係につきまして、今、お話ししたとおり問題はないんですが、ただ、一般的にどうするかというところにつきまして確認をさせていただきまして、また改めて御報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 　中丸委員、よろしいでしょうか。

13番 　それで何も世の中に問題がなければいいのですが、普通は、だってここで承認を得られなければ、この契約が破棄されてしまうことになってしまうと思いますので、その辺だけ、ちょっとしっかりと確認をお願いしたいと思います。もし破棄された場合、ここで承認を得られない場合には、この契約はなしよということになってしまいますので、よろしくお願いします。

議長 では、事務局、また後日、説明をお願いしたいと思います。  
そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明などをお願いしたく、本日、御出席をお願いいたしました。御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私から質問をさせていただきます。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものです。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能発揮に特に資する耕作事業の用に供していることが要件となっております。申請人におきましては、都市住民が農業の体験を通じ、申請者や住民が相互に交流する取組を図るという計画を掲げられており、具体的に、地域の方々とジャガイモの植え付けや収穫体験を行うとともに、子ども食堂への野菜の提供を行うことで、農業を通じ、地域住民との交流できる取組を実施するという事業内容を掲げていただいております。

そこでお聞きします。

事業内容の詳細について御説明をお願いいたします。

申請人 説明します。

私、たまたま資料が出てきたので持ってまいりました。たしか、これは3年たったときだと思えますけれども、民生委員と障害者の方と、ジャガイモの種つけと収穫をしております。た

しかこれは3年目、平成28年6月4日にやったものがあったので、持ってきたんですけれども、そのときにジャガイモ、収穫したものを袋詰めして、POPというか、書いて入れたものがあります。これを読むとよく分かるので、ちょっと読ませてもらいます。

「大地の恵み」というタイトルで、「この野菜は、栄町と若葉町の民生委員と障害者の方々とで栽培し、収穫、袋詰めした野菜です。収益金は東日本大震災・熊本地震応援基金に全額寄附いたします」というものを入れて販売いたしました。現在も続けているところですが、障害者団体におかれましては、コロナ禍でちょっと事情が難しくなっていましたので、2年ほど休んで、本年度は子育て支援という意味で、子育てをされている御家庭をお招きして、全員で50人ぐらいでしたかね。やっています。また、引き続き、そのような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、あと、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務において掲げなくてはなりません。具体的には、貸受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要があります。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保とするため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものです。

そこでお聞きします。

貸付人の従事作業等、あと、関与の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

申請人 説明します。

この件に関しては貸主のほうに説明をしました。そして、私が耕作するわけですが、耕作する中で、その耕作の状況を見ていただいたり、近隣住民との間で、もし何か不具合があった場合に、その中間に入ったり、そういう形で私の農業に1割方、従事していただきたいという旨を説明しました。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 私も借りる畑のほうも見たりして、もう既に少し、かなりきれいにされていたようなところが見受けられて、また、自分のところの畑も非常にきれいに熱心にされて、息子さんもやられているということで、何の問題もないかと思しますので、また今後とも、体には特に気をつけて作業していただきたいと思えます。

以上でございます。本日はありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしていると決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、9件を議題に呈します。そのうち8番、9番は夫婦で共有のため、1件にまとめさせていただきます。

なお、今回は事情により、現地調査を職務代理にお願いしましたので、議案第2号の進行は金子職務代理に替わらせていただきます。

では、お願いいたします。

職務代理 議案第2号について議長に代わり進行をさせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

次長 引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を12月16日、申請者、金子職務代理、中丸委員、清水清史委員、田中委員、鳴島委員、岡部委員、小峰委員、高



杉委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

議案第2号の1、幸町5丁目の4筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、砂川八番の北西、五日市街道と平成新道の中の自宅裏に広がる農地で、植木の生産をしておりました。シラカシやナナミなどが整然と並び、肥培管理も良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の2、幸町5丁目の1筆と柏町2丁目の3筆、4丁目の2筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、立川バス上水営業所の南、芋窪街道の東に広がる農地で、植木の生産のほか、今後の作付のため耕うんもされておりました。北側の境界が隣のバス会社の用地との境と説明がありましたが、実際は少し離れた位置のようでしたので、確認した上、くいなどを設置するよう委員より指導がございました。略図2-2を御覧ください。略図2-2は、北側の農地は柏町団地の南、芋窪街道の西に広がる農地で、アオダモやナンジャモンジャなどの植木の生産のほか、今後の作付のため耕うんもされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。南側の農地は砂川七番の南西、自宅の裏に広がる農地で、ネギなどの露地野菜や植木の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の3、柏町1丁目の1筆と2丁目の2筆になります。略図3を御覧ください。略図3は、砂川七番の南西、すずかけ通りを挟んで南北に広がる農地で、ヤマボウシやアラカシ、ブラシノキなど20種類以上の植木の生産を行っておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。道路沿いはごみの投棄が多く、困っているとのことでした。農地を大切にしよう訴える看板が事務局にございますので、お求めの際はお声かけいただくよう話をさせていただきました。

議案第2号の4、砂川町5丁目の1筆になります。略図4を

御覧ください。略図4は、中央南北道の北詰、五日市街道と平成新道の間広がる農地で、シュンギクや大根、ハクサイなどの野菜を栽培しておりました。畑と畑の間にお茶の木が幾つも植えてありましたが、その剪定も含め肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の5、上砂町2丁目の8筆と5丁目の2筆になります。略図5-1を御覧ください。略図5-1は、第九小学校の東、五日市街道の南で、自宅裏に広がる農地。一部はキャベツやブロッコリー、ニンニクなどを栽培しておりました。ほかは冬場のため作付はせず、耕うんのみ行われておりましたが、草がやや多く生えているように見受けられました。除草剤はなるべく使わない方針であり、冬場は風で土が舞うため、このままにするとのことでしたので、特に委員からの指導はございませんでした。略図5-2を御覧ください。略図5-2は、武蔵砂川駅の北東、西武拝島線の北に広がる農地で、麦を植えておりました。こちらも除草剤などの使用は極力控えているため、南側の境界付近は雑草が目立ちましたが、全体的には肥培管理もされており、境界も確認できました。こちらも駅やコンビニから近いため、ごみの投棄に悩まされているとのことで、先日も袋いっぱいのごみを撤去したとのことです。こちらも看板の話についていたしました。農地の東側に立川市の土地があり、その境界のブロック塀に傾きがあるとの説明があったため、現地で目視しましたが、目立つ傾きは確認できませんでした。後日、市の総務課管財係に確認を依頼してございます。

続いて、議案第2号の6、西砂町6丁目の1筆になります。略図6を御覧ください。略図6は、立川市立第七中学校の北、武蔵村山市境付近に広がる農地で、カツラやオオムラサキなどの植木の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の7、幸町3丁目の1筆と砂川町4丁目の4筆になります。略図7-1を御覧ください。略図7-1は、金比羅橋の北東、玉川上水と西武拝島線の間広がる農地で、

タマネギのほか、ミカンや梅などの果樹を栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図7-2を御覧ください。略図7-2は、砂川九番の南西、すずかけ通りと弁天通りに挟まれた自宅横に広がる農地で、梨を栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。倉庫の横の屋外に化成肥料などが整然と積まれていましたが、昨今の肥料価格の高騰により盗難が相次いでいるので、気をつけるよう委員から注意がありました。

続いて、議案第2号の8、栄町3丁目の2筆になります。略図8を御覧ください。略図8は、立川市立南砂小学校の北西、立川通りの南に広がる農地で、主に自家消費で多品種の野菜が栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できましたが、一部南東の道路と隣家との境界が不明となっております。道路のセットバック工事の際に境界石がアスファルト下に埋められたか、撤去されたのではないかとの説明がありました。後日、道路課に確認しましたが、隣家が新築工事の際に道路幅を確保するために工事したもので、私道とのことでした。所有者同士での話し合いをお願いしたところでございます。

議案第2号についての説明は以上でございます。

職務代理 ありがとうございます。

議案第2号について確認をされた委員から補足の説明をお願いします。まず1番、私と横幕委員、2番を中丸委員と横幕委員、3番目、清水清史委員と横幕委員、4番目、田中委員と横幕委員、5番目、鳴島委員と横幕委員、6番目、岡部委員と横幕委員、7番目、小峰委員と横幕委員、8番、9番を高杉委員と横幕委員。

それでは、まず最初に私のほうから1番目ですね。

この方は植木の生産を行っておりますけれども、以前、3年前に行ったときには、自宅の裏はケヤキと、ちょっと大きい木がありましたけれども、それも伐採して、伐根して、植木畑になっていましたし、一部古いハウスがあって、家庭用の野菜を作っていたんですけれども、そこもハウスもきれいになっていま

したし、古いやつは撤去されて整然と野菜を作っていたし、境界のほうは確認しましたので、問題ないと思います。

では、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に問題はありませんでした。

職務代理 続きまして、2 番目を中丸委員。

1 3 番 この方の農地で、幸町のところが、大きな農地の中の一部分が今回納税猶予を受けているということだったので、境界はちょっとはっきりしていなかったんですが、後日、くいを立ててもらっています。そこまでの確認は終わっています。あとは肥培管理等、問題ないと思います。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

1 1 番 肥培管理は、よく管理されていて、問題はありません。

職務代理 続きまして、3 番目ですね。清水清史委員、よろしく。

5 番 この方は植木農家さんでして、ハウスで苗木から、露地では低木、中木を中心に20種類ぐらいの植木を生産、管理しています。樹木は等間隔に植えられて、管理は良好で、境界石のほうも確認でき、問題ありませんでした。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員。

1 1 番 特にないです。

職務代理 それでは、4 番目、田中委員、お願いします。

1 0 番 4 番目ですけれども、この方は、高齢の割には畑のほうはきれいにしてありまして、お茶の木も大分刈り取ってありました。作物等は、先ほど言いましたけれども、山芋とか里芋を栽培されておりまして、特に問題ないと思います。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今出ていますお茶の木については、ここのところずっと現地調査のたびに、結構茂ったチャノキを見てきましたので、この方の畑は大変きれいに剪定されていて、ちょっと感激しました。

職務代理 質問は後でまとめていただきますけれども、5番目、鳴島委員。

7番 この方ですが、今現在は息子さんが中心になって畑のほうを行っているということなんですけれども、区画のほうは確認できました。先ほどお話があったとおり、多少畑の道等に草がかなり生えているように見えるんですが、本人がどうしても除草剤をまきたくないということなので、そこら辺は確認はしたいと思います。

また、ちょっと広いので、1人でやっていくのは結構大変な部分もあるんですけれども、現在、うど組合の長をやっています。今、この場は、ちょっと冬はウドが忙しいという状況にこれから入っていくということなので、できるだけ体のほうは無理しないように、やっていただきたいと思います。

時々、確かに畑に草が目立つときがあるんですけれども、除草剤等をまかないので、モアとか、そういった形で草を刈るような形で作業しているようです。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

11番 除草剤を使わないというのは大変しんどいことだと思うんですけれども、できるだけ頑張っていたきたいと思います。

職務代理 それでは、6番目、岡部委員、よろしくお願いします。

9番 こちらの畑は植木が生産されておりまして、大変きれいに管理されておりまして。境界石も全て確認できましたので、問題はないと思います。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

11番 特に問題はないと思います。

職務代理 それでは、7番目、小峰委員、お願いします。

4番 この方は、先ほど事務局から報告がありましたとおり、7-1ではタマネギ、ミカン、梅等が生産されておりまして。境界等についても確認できました。

あと、7-2なんですけど、自宅の脇で、横で梨の生産をして

おりまして、境界等も確認できました。特に問題はありませんでした。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に問題はありません。

職務代理 それでは、8、9番、高杉委員、よろしくお願いします。

1 2 番 この方の畑は、すごい多品目で栽培されていて、肥培管理も良好でした。あと、ここは図面にはないんですが、この図面の中に道具とか肥料なんかを入れている倉庫がありまして、それは生産緑地から抜いてあります。くいもちゃんと確認はしました。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

1 1 番 小さい畑ですけれども、大変多品種を栽培しておられて、高杉委員さんの言葉を借りれば、足の踏み場もないくらい、いっぱい植え付けされているということで、とても細やかに作業していらっしゃるなと思いました。石については先ほど話があったので、問題はないと思います。

職務代理 ありがとうございます。

私のほうも、会長に代わって回らせていただいたんですけども、今回初めて、パトロールしかあまり回っていなかったもので、今回は一番、皆さんきれいだったなと思いますし、ふだんひどいところばかりパトロールでやらせてもらっているので、本当に今回の件で、何件かは、それはちょっとありましたけれども、3番の植木屋さん、この人はやっぱり野菜出身だったので、植木屋さんの植え方とは違う、びしっとした野菜の植え方みたいで、本当にきれいに畑を管理されていましたし、5番目に関しては、確かに草はありましたけれども、畑のほうはちゃんと耕うんされていて、それほど草はなかったんですけども、これはどっちも、皆さん道路の近いところは言うんですけども、何しろごみを捨てられるというのが一番言われたかなという、事務局のほうでも看板を今度取りに来たときに、ポイ捨て

の看板を出しますよということを言われましたけれども、本当に道路に近い畑は、きれいにしている畑なら、そういうふうに分かりますけれども、汚くしていると何を捨てられても分からないというのがありますから、やっぱり今回は回らせていただいて、皆さんどこもきれいだったなと思います。

以上です。

それでは、皆さんありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何かほかに質問等ある方はいらっしゃいますか。お願いします。では、田中委員。

10番 議案番号の3なんですけれども、この1、2、3の住所の関係ですね。すずかけ通りを挟んで南と北のほうでは、1丁目と2丁目になっているんですが、その表示のほうはどうでしょうか。

係長 こちらのほうですが、申し訳ございません。柏町2-15-5となっているところが柏町1-15-5の間違いで、こちらは転記ミスでございます。修正していただければと思いますので、申し訳ございませんでした。

職務代理 そういうことなので、2丁目と1丁目、ちょっと書き直していただければいいと思います。

その他、御質問ございますか。

……質疑なしの声

職務代理 それでは、質問等がないものと認め、採決に移ります。

議案第2号について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

……全員挙手

職務代理 全員挙手と認め、証明することに決めます。

ありがとうございました。進行について改めて議長に替わらせていただきます。

議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、その他に何かございますか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

ます。

次回の農業委員会は1月25日水曜日、午後3時から、101会議室、この会議室で開催しますので、よろしくお願ひします。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時54分 閉会



以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員